

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和7年8月25日（月）

午前9時30分開会、午前11時30分閉会

場 所 第2委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会

出席委員（7名）

委員長 田中 義法
副委員長 矢口 勝雄
委 員 吉田 千鶴子
委 員 勝田 達也
委 員 福田 勝夫
委 員 平岡 房子
委 員 根本 法子

欠席委員（1名）

委 員 鈴木 一彦

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長

水田 和広

社会福祉課長

川村 明弘

障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	中山 悟
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	細野 賢司
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	塚本 富美代
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	山口 晃一
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	渡辺 直子
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○田中委員長 ただ今から文教厚生員会を開会いたします。本日は鈴木議員が欠席で
 ございます。それでは、説明に入ります。説明の順番は、教育委員会、保健福祉部、
 こども未来部となります。まず教育委員会の案件について協議を行います。資料は、
 文教厚生委員会、令和7年、8月25日、教育委員会をお願いいたします。早速、議

案関係に入ります。土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正について執行部より説明をお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正について説明させていただきます。資料の1をお願いいたします。荒川沖地区学習等供用施設は、市民の学習や集会などの地域活動や交流の場を提供するための施設で、荒川沖の東部地区と西部地区に設置し、それぞれ地域の住民で組織する運営委員会が指定管理者として施設管理を行っております。この施設は主に地域の集会所と同様に利用されているため、東部地区学習等供用施設につきましては、令和5年度に公共施設等再編・再配置計画におきまして、地元へ譲渡又は移管する方針が示されました。それを受けまして、地元町内会と協議を進めた結果、令和12年に地元へ移管する方向性が決定したところでございます。指定管理期間が令和8年3月末をもって満了し、更新の時期を迎えますが、本条例では指定管理期間を10年と定めておりますことから、施設の移管時期に合わせ柔軟に指定管理期間を短縮できるよう、一部改正するものでございます。東部地区の学習施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。2番の改正の内容ですが、10年と定められた指定管理期間につきましては、必要があると認めるときは短縮できる規定を追加いたします。そのほか文言の整理等を行います。詳細につきましては、資料①-2及び3の条例案文と新旧対照表を御参照願います。施行日は、令和8年4月1日でございます。なお、今後のスケジュールにつきましては、今年度末の指定管理期間満了後、令和10年度までの3年間、指定管理期間を更新し、11年度に市で建物を解体します。土地を地域に有償譲渡した上で、12年度に新たな公民館を建築し、その後地域の公民館として運用していただく予定でございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

○勝田委員 基本的なことで教えてください。土地のほうを地元の有償譲渡されて、その後新築をして移管をしていくということだと思いますが、運営費や建物の所有というのは市になるのでしょうか。要するに固定資産税関係とか、土地を譲渡したら掛かるとは思います。そういったものは地元が持っていったり、補修なども今後必要になるとは思います。そういったものは地元が負担するという方式でしょうか。

○矢内生涯学習課長 建物につきましては、まだ市の建物になっているので、まず解体させていただいて、更地にいたします。不動産鑑定などもしまして、土地の価格を決定して地元の有償譲渡という形をとりまして、それ以降は土地のほうが地元管理になってございます。その後、地元が市民活動課の補助金等も使いながら新しい公民館を建てまして、それ以降は町内会、今は地元の運営委員会になりますが、荒川沖の東

の1・2・3丁目が今使っておりますが、そちらで管理していただく流れになります。

○勝田委員 団体か何かを作ってもらってというような形ですか。

○矢内生涯学習課長 そのとおりでございます。

○福田委員 この建物のこれからのことについては分かりました。地元の町内会の皆さんとの話合いが何度もされていると思いますが、了解されているのでしょうか。住民の皆さんも含めて。

○矢内生涯学習課長 令和5年度にこの再編の方針が決まりました、それ以降地元と何回かお話をさせていただきました。3町内ありますので、3町内の総会のほうに顔を出させていただいて、これまでの経緯や実際に今後どのように地元で管理していただくかという話合いを何度かさせていただいております。先ほど説明させていただきましたとおり、まだ資金的なものが少なかったものですから、12年に地元へ移管しまして、新しい公民館を建てながら管理していただくことに関しまして、おおむね了解をいただいているところでございます。

○田中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、新治トレーニングセンター整備事業の補正予算(案)について執行部より説明をお願いいたします。

○日高スポーツ振興課長 資料の②をお願いいたします。新治トレーニングセンター整備事業の補正予算案について御説明いたします。1の補正の理由でございますが、新治トレーニングセンターは昭和59年に建設され、屋上の雨漏りを解消するため、令和7年度当初予算に屋上の防水塗装工事を要求しておりましたが、アスベスト調査が未実施で、アスベスト処分費の見通しが立たないことから、令和7年度予算計上は先送りとしました。そのため、令和7年4月から6月にかけてアスベスト調査を実施し、アスベストの含有なしが判明したことから、雨漏りによる侵食被害を防止するために速やかに屋上の防水塗装工事を実施するための歳出予算を増額補正するものでございます。2の補正予算額につきましては、9款、5項、3目の体育施設費でございますが、本事業の14節工事請負費1,843万6,000円を増額補正するものでございます。

○田中委員長 委員の皆様、何か御質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、財産の取得(校務用センターサーバー機器等)について執行部より説明をお願いいたします。

○**郡司指導課長** それでは、資料の③を御覧ください。財産の取得(校務用センターサーバ機器等)について御説明いたします。市内の全ての小中学校、義務教育学校23校において、職員室などに設置されている校務用パソコン、プリンター、また、教育委員会のほうに設置されております校務用センターサーバが更新時期を迎えましたことから、機器の更新を行うものであります。機器の取得に当たりましては、賃貸借契約期間満了後に本市に無償譲渡となることから財産の取得とみなし、また、予定価格が2,000万円以上の案件であることから、議会案件とするものであります。先日8月4日に入札が行われ、現在は仮契約となっており、9月議会で議決後に本契約に切り替わる予定であります。機器の使用及び数量につきましては、記載のとおりとなります。また、納入場所につきましては、各学校において校務用パソコンは常勤職員1人につき1台、プリンターは職員室に2台、モノクロのプリンターとカラープリンターになります。また、保健室にカラープリンターを1台配置となります。

○**田中委員長** 委員の皆様、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** つぎに、報告関係に入ります。専決処分(神立小学校管理瑕疵に係る物損事故の和解)について執行部より説明をお願いいたします。

○**山口教育総務課長** 資料の④をお願いします。専決処分(神立小学校管理瑕疵に係る物損事故の和解)についてでございます。本件は、5月7日、水曜日、午後2時頃発生いたしました。事故の概要といたしましては、職員が学校敷地内の除草作業を行っていた際に、刈払機からの飛散物により隣接会社に駐車していた車両の後方窓ガラスを破損させたものです。和解の概要につきましては、本市が加入している保険から相手へ車両修理費として総額12万8,800円を支払い、示談となっております。なお、再発を防止するため、刈払機の安全使用につきまして当該職員への指導はもとより全学校に周知を行い、再発防止に努めてまいります。

○**田中委員長** 委員の皆様、質問等ありますか。

○**矢口委員** こういった事故は是非なくして欲しいというのは、これはもちろんですし、一度事故を起こすと単に保険で支払うだけではなくて精神的な部分もありますし、手間も当然掛かるところで、ちょっと現実的な話をしたいのですが、刈払機の石が飛ぶのを防止するというのは一人でできるものなのでしょうか。道路際でやっているのを見ると、一人の方がフェンスを持っていて、二人組でやっています。石が飛ぶのを本当に防止しようとする、ああするしかないのかなと思うのですが、実際に学校で現実的な対策としてどういうふうに行っていくのかということを教えてもらえますか。

○**山口教育総務課長** 実際に各学校では、学校管理委員が主体となりまして除草作業をやっております。ほとんどの学校が1名体制ということで、管理職の先生などもサ

ポートしながらやっているところですが、委員のほうからお話がありました、一人が除草して、一人が飛散物が飛ばないようにシールドのようなものでガードするというのが理想なのですが、実際はそこまでなされていないのが現実でして、そういった方法を学校の教職員も少ない中で工夫しながら運営していますので、そういったことが可能かどうか、また、他校と協力できるかどうかというところを今後提案させていただきたいと思います。

○矢口委員 本当に現実的には難しいですが、こういった事故が今回別の案件でも同じようなものが専決でありました。こういった事故がないようにしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○福田委員 今回の話の関連で、学校の用務員さんは今はいないのですか。

○山口教育総務課長 おります。現在は学校管理員という職名になっております。

○福田委員 仕事そのものをした方は職員の方ですよね。だから、職員がこういう作業をやるのが現実なのですか。

○山口教育総務課長 学校管理委員が主体となってやっているようです。

○福田委員 そうすると、なかなか職員の皆さんも大変ですね。業者みたいな形にするというのは、お金が掛かるから駄目なわけですか。

○山口教育総務課長 学校管理員中心に除草作業をやっておりまして、各学校の草の生えている状況や、敷地の広さが様々なもので、広い敷地でかなり1人では大変なところに関しては学校の管理職の先生でサポートするような形はとっております。業者委託なのですが、基本的には学校管理員の職務ということでやっております。ただ、危険な箇所などについては、一部委託ということでやっている箇所もございます。

○田中委員長 ほかにありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、その他に入ります。教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書(令和6年度分)について執行部より説明をお願いいたします。

○山口教育総務課長 資料の⑤をお願いします。教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書についてでございます。本件の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、前年度の事業に対する点検評価を行っており、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとなっております。報告書策定に当たりましては、令和6年度の事務事業につきまして教育委員会各課において自己評価を行った後、2に記載の3名の有識者から事業に対する御助言をいただきました。この度報告書が完成いたしましたので、議会に提出をさせていただくものでございます。点検評価報告書は資料⑤-2に掲載してございま

すので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。公表につきましては、市議会終了後に市ホームページへの掲載及び市施設への報告書冊子の設置により公表する予定でございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザルの実施について執行部より説明をお願いいたします。

○渡辺学校給食センター所長 資料⑥をお願いします。土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザルの実施についてでございます。まず1の目的です。学校給食の調理等業務につきましては、民間事業者へ委託をしております。こちらの委託が令和8年7月末で現契約の期間が満了となります。次期事業者の選定につきましても、質の高い給食を安全、確実に児童生徒に提供するため、価格以外の実績、専門性や技術力等の要素を含めた総合的な判断を行う必要があることから、プロポーザル方式による業者選定を行うものです。2の委託期間につきましては、令和8年8月1日から令和11年7月31日の3年間となります。3の選定検討委員会は、厳正かつ公平な審査及び評価を行うために設置するものです。4の選定検討委員会の委員構成につきましては、土浦市立学校給食センター運営審議会の会長、学校給食センター栄養教諭を含む計5名となっております。外部有識者の意見が反映できる体制をとっております。5のプロポーザル実施スケジュール予定でございますが、この後の9月に第1回選定検討委員会を実施予定です。その場で実施要領及び仕様書等の審議を行います。つぎに、11月、12月に第2回、第3回の選定検討委員会を実施してまいります。令和8年1月に業者決定の予定でございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、秋の文化芸術関連事業について執行部より順次説明をお願いいたします。

○佐賀文化振興課長 資料の⑦をお願いします。秋の文化芸術関連事業でございます。1番から7番のそれぞれの事業についてチラシがございますので、御覧いただきながら続けて紹介させていただきます。資料の⑦-2をお願いします。「世界児童画展 超半世紀セレクション」を9月16日から土浦市民ギャラリーで開催いたします。世界児童画展は昭和45年の大阪万博の時から始まり、毎年約40か国の児童画が集まり、国内外で展覧会が開催されています。今回はその50年以上の歴代作品約100点を展示するものです。つづきまして、資料⑦-3をお願いします。第26回土浦薪能を10月2日に亀城公園で開催いたします。例年、狂言に御出演い

ただいている野村萬齋氏ですが、本年は能に出演いただくことになっております。演目のあらすじはチラシの2ページ目に記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。資料の⑦-4をお願いいたします。土浦市文化祭の開催です。文化祭は土浦市文化協会の加盟団体による文化芸術の発表の場となっており、生花や茶会、音楽フェス、交響楽団など、16の事業を10月5日から12月14日まで、それぞれの会場で開催する予定でございます。

○比毛上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 資料⑦-5をお願いいたします。上高津貝塚ふるさと歴史の広場では、企画展「文字が語るもの」を開催いたします。この展示では古代の土器などに書かれた文字に注目し、当時の社会を紹介いたします。展示に伴い、記念講演会や歴史の絵柄で消しゴムはんこを作るワークショップ等を予定しております。

○関口博物館副館長 つづきまして、資料⑦-6の上の部分を御覧ください。テーマ展「土浦花火百年」を10月11日から開催いたします。土浦全国花火競技大会は大正14年の第1回大会の開催から数え、今年で100年目の節目を迎えます。本展覧会では、土浦の近代史をひも解きながら花火大会の歩みを振り返ります。つぎに、同じく資料⑦-6の下部分を御覧ください。特別公開「土屋家の刀剣-国宝・重要文化財の公開-」を10月25日から開催いたします。土浦藩士を務めました土屋家の刀剣85振が市立博物館に収蔵されております。このうち国宝・重要文化財に指定された刀剣を中心に展示いたします。

○佐賀文化振興課長 資料の⑦-7をお願いいたします。第78回「土浦市美術展」を11月29日から土浦市民ギャラリーで開催いたします。一般公募をし、日本画・洋画・美術工芸など、市民の芸術作品の発表の場と鑑賞する機会を設けるものです。例年300点以上の作品の出展がございます。以上、秋の文化イベントを是非御鑑賞いただければと思います。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了いたしました。その他何か執行部からございますか。

(「ございません」という声あり)

○田中委員長 委員の皆様から何かありますか。

○平岡委員 どうしてもちょっと気になったものですから、1点だけ再質問させていただきます。3番の神立小の物損事故の和解の件なのですが、それに関連して先ほども福田委員からありましたが、管理員さんが一人でやっているのかという件についてです。正直、先ほど管理職、いわゆる校長、教頭、教務辺りも除草作業をやりますよという

ことだったのですが、それは本来の業務じゃないとは言えないのですが、やっぱり本来の業務とは若干違うと思います。校長が毎日朝から晩まで草刈をやっていて、それは学校の管理にはならないですよ。もちろん教頭も教務もそうだと思うのですが、やっぱり土地の広さに応じて管理員さんを二人体制に、お金の掛かることばかり言って申し訳ないのですが、二人体制にするとか、工夫がこれから必要なのではなかろうかというふうに思います。1点だけお聞きしたいのですが、東小学校の土手に今防草シートが敷いてあるのですが、あれは市の予算でやったものですか。

○山口教育総務課長 東小学校の法面の部分は実は教育委員会ではなく、道路管理課で委託を出していただいて、非常に綺麗にシートを張ってある部分ですので、業者に委託をして実施したものです。

○平岡委員 なぜお聞きしたかと言いますと、学校によってはそういう危険な箇所があるんです。角度が急で。ちょっと人が草刈するのは困難だと思われるところがあるのですが、今は管理員さんは会計年度任用職員ですよ。会計年度任用職員だから無理な仕事はさせられないと言われたことがあります。万が一けががでもされたら困るという御意見をいただいたことがあります。その管理員さんの立場を思って、私も今どういう契約になってるかというのがよく分からないのですが、やっぱり管理員さんにけががされてしまったら明日から本当に自分たちが困るということだと思います。それで、無理はさせられないんですよという声を聞いたことがあります。ですから、その他もろもろ学校現場の状況を考えますと、管理員さんに対する処遇や仕事の内容、先ほども言いましたように、人数などを再度見直していただけると有り難いと思います。

○山口教育総務課長 先ほど福田委員のほうにもお答えさせていただきましたが、危険な箇所につきましては管理員さんということではなく、業者に委託できるような形をとってまいりたいと思っております。管理員さんの人数についても検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で教育委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

(執行部入替え)

○田中委員長 つづきまして、保健福祉部の案件について協議を行います。資料は保健福祉部をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正(案)について執行部より御説明をお願いいたします。

○白田障害福祉課長 療育支援センター条例及びつくしの家条例の一部改正について御説明させていただきます。資料は保健福祉部資料の①をお願いいたします。まず1番の改正の理由ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる総合支援法の一部改正に伴いまして、この法律の条項を引用していません本市の療育支援センター条例及びつくしの家条例の一部を改正するものです。2番の改正の内容ですが、当該本市の条例は地方自治法244条の2で規定されています設置及び管理に関する条例で、療育支援センターとつくしの家が行う事業内容も定めておりまして、その条項は総合支援法の一部を引用しております。このことから、この度の総合支援法の一部改定を受けまして、事業内容を定めている箇所、条項の一部を総合支援法の条項に合わせまして、改めるものになります。改正します箇所は資料にありますとおり、療育支援センター条例は計画相談支援と基本相談支援の2か所、つくしの家条例は就労継続支援の1か所でございます。3番の施行予定日ですが、総合支援法の一部改正の施行日に合わせまして令和7年10月1日といたします。資料の2枚目を御覧いただきたいと思います。この資料は、この度の総合支援法の一部改正のうち令和7年10月1日を施行日とします改正箇所を抜粋したのものになります。資料の表題にありますとおり、既存の障害福祉サービス、こちらに就労選択支援が創設されたものでございます。1番は総合支援法の第5条を抜粋したもので、表の向かって左側が既存の条文、右側が改正後の条文になります。総合支援法5条の13項に就労選択支援を加えたことにより、元の13項から21項が一つずつ先に送られるものになります。これにより、条文を引用していません本市の二つの条例を改正するに至ったものでございます。資料の2番は就労選択支援とは何かを説明したもので、就労選択支援は既存の就労に関するサービスを利用する前に利用していただくサービスになります。これまでは、就労継続支援A型・B型を利用する前には就労移行支援を利用していただいておりますが、更にその前に利用していただくサービスになります。資料の一番下に、就労選択支援と就労移行支援を併記した表がございしますが、それぞれの枠の一番下にサービスの内容を記載してございます。右側の就労移行支援は一般就労に向けての知識や能力の向上を行うための支援、左側の就労選択支援は障害のある方の自分の強みや特性を把握して最適な就労形態を選択するための支援になります。この就労選択支援により、障害のある働く意欲のある方に対して自分に合った働き方を見つける選択の機会の提供につながっていきます。資料の3枚目と4枚目は、本市条例の改正を行います箇所のそれぞれの新旧対照表でございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、土浦市ふれあいセンター条例の一部改正(案)について執行部より説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 それでは、2番目の土浦市ふれあいセンター条例の一部改正について御説明申し上げます。子供から高齢者までの幅広い年代で利用できるプールと風呂を中心とした福祉施設であるふれあいセンターながみねにつきまして、昨今の人件費や物価の高騰に伴い、現在の利用状況やサービス内容に合った料金体系となるよう、受益者負担の原則に基づき料金設定を見直し、条例の一部を改正するものでございます。2番目の改正内容につきましては、表記のとりの利用料金に見直しをするとともに、施設内のエリア、部屋などの名称も変更する予定でございます。新旧対照表ということで現行と改正後の案ということになっておりますので、お願いいたします。3番目の施行期日でございますが、令和8年4月1日でございます。なお、当施設は管理運営を委託しておりますが、今年度が最終年度ということで、来年度からまた新たな委託となりまして、改めて選定することとなります。今回の改正もそれに合わせたものとなります。資料の2ページ以降は改正する条例案となっておりますので、御覧いただければと思います。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

○福田委員 私のほうでお聞きしたいのは、土浦市ふれあいセンターの条例の一部改正についてということで先立っても説明を受けたのですが、一部改正の理由で、改正の内容、改正した後の施行期日と右側の下の段、左側Aが生きがい工房、Bが趣味の部屋となっています。今度改正されるところが、コミュニティ室A、Bの和室、Cの会議室とありまして、ここが今までは無料で使っていたわけです。今度は、コミュニティ室Aは午前、午後、夜間も含めて2、200円、Bのほうの部屋は午前、午後、夜間も含めて1、100円となっています。様々な物価高騰で、今いろいろ上がっているのは、この上の段は理解できるのですが、今まで無料だったところをいきなりドンとこういうふうにしてもどうなのでしょう。今使っている方にはこれから説明に入るわけですね。その辺の理解は得られるのでしょうか。ちょっとその辺が心配です。

○中山高齢福祉課長 部屋貸しの利用料ということで、無料だったところについての考え方でございますが、今まで料金の設定をしていなかったということで、利用者からは料金をいただくようなことがなかったのですが、市のほかの施設なども参考にしながら料金の設定をしたのですが、公民館などと同じように受付をした段階で料金が発生しますということで説明をして御理解を得たいと考えております。今回の議会で御承認をいただければ、10月から早速、4月からこういうふうな料金体系でやりますよということで、半年間の周知期間を置いて、皆さんに御理解をいただくというこ

とで、現在の事業者のほうとも周知の仕方について調整しているところでございます。

○**福田委員** 無料から今度お金をいただきますよと。使用頻度というのは、かなり今までであったのですか。

○**中山高齢福祉課長** 使用頻度でございますが、一番利用が多かったのは多目的ホールで、軽い運動ができる運動室が多かったのですが、会議室、和室などにつきましても、まず和室のほうでございますが、昨年度1年間で利用された総人数が984人、団体数としては131団体という利用状況です。同じく会議室につきましても、利用された方の延べ人数は1,416人、団体数としましては103団体ということになってございます。午前、午後、夜間の内訳は料金をいただいているので、そういう集計の仕方はしておりませんが、部屋ごとの利用状況というのはそのような状況でございます。また、コミュニティ室でございますが、コミュニティ室につきましても、1,604人、団体数としては133団体ということになります。

○**福田委員** 分かりました。いずれにしても、よく理解されるように説明をしなければいけないと思います。業者との関係もあると思いますが、業者さんとも料金についてはいろいろ話合いをしているわけですか。

○**中山高齢福祉課長** 現在の指定管理をお願いしている事業者と打合せをいたしまして、その中で利用状況も確認いたしましたし、料金設定をする場合、ほかの類似施設の料金例などを参考にしながら、このぐらいの料金で利用していただければというところで調整をした金額でございます。

○**福田委員** 本当によく理解してもらおうようにかなり事前に徹底をしないと、今まで無料で、今度こういう区分けで上がるわけですから、その辺に十分配慮してやってもらいたいと思います。

○**吉田(千)委員** 事前にも話を聞いていたところでございます。福田委員と関連する状況がございしますが、コミュニティ室や和室、会議室、多目的ホールもそうなのですが、特に生きがい工房であるコミュニティ室や和室を常時使われている方々がいらっしゃるのだらうというふうに想像するのですが、そういう方々に事前にきっと考えておられるのだと思いますが、よく連携をとってその辺はなぜ今回こうなっているのかということ、上がるということはなかなか皆さん承認するのは難しいかもしれないですけど、こちらの意を尽くして進めていただきたいなと思います。その点についてはどのように取り組まれようとしておられるのか、改めてお伺いできればというふうに思います。

○**中山高齢福祉課長** 利用者への周知につきましては、まずは館内での周知ということで、御承認いただければ先ほど申し上げたとおり10月から早速周知して、半年間の周知期間ということでとりたいと思っております。利用団体の方で定期的に利用さ

れている方につきましては、今の指定管理者のほうで把握しておりますので、丁寧な説明ができるかと思えます。初めて使う方についてはどのぐらいの方がいらっしゃるかわからないので、その方についても同様に、質問には真摯に答えるように対応をお願いしていきたいと考えております。また、ホームページ等でも市民全体にも周知できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 団体については指定管理者のほうでもよく把握しているということで、そういった方々への事前のアプローチというかお話ができる体制というふうにお伺いしました。新規のほうはなかなかどういう方が来るかわかりませんので、そこは真摯に受けとめてお話くださるということですので、先ほど申し上げた団体様とかそういったところはできる限り丁寧にお話していただければなと思いましたので、どうぞよろしく願いしたいと存じます。

○福田委員 無料のところを例えば半額にするとどうなのですか。業務全体を回していく上で、半額ではとても間に合いませんよ、赤字が出てしまいますよという感じなのですか。

○中山高齢福祉課長 今回料金を見直したとしても運営が黒字になるということではございません。指定管理料の委託料のほうは当然人件費や設備などのランニングコストもありますので、料金を上げたところで黒字化するというものではございません。ただ、今度の指定管理料の削減につながるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市一般会計補正補正予算(第2回)(案)(令和6年度決算に伴う精算事業)について執行部より説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 それでは、三つ目の案件でございますが、令和7年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)(令和6年度の決算に伴う精算事業)について御説明をさせていただきます。1番及び2番の補正の理由と概要でございますが、令和6年度の介護保険料における低所得者の保険料軽減分に対する補填といたしまして、既に歳入している国・県からの負担分について、実績確定による歳入超過分の国・県への返還金を今回計上するものでございます。3番の補正予算額につきましては、1段目の国庫支出金返還事業分が43万8,000円、2段目の県支出金返還事業分が21万9,000円でございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** つづきまして、令和7年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)(老人福祉施設開設準備経費助成事業及び地域密着型老人福祉施設整備推進事業)について執行部より説明をお願いいたします。

○**中山高齢福祉課長** それでは、4番目の項目になりますが、令和7年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)(老人福祉施設開設準備経費助成事業及び地域密着型老人福祉施設整備事業)について御説明させていただきます。1番の補正の理由でございますが、第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に位置付けられた介護施設の新設、既存の介護施設におけるICT導入について、茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用しまして、事業者へ必要な経費の補助を行うものでございます。いずれの施設においても令和7年度中の工事着工を予定しており、着工に当たり市からの事業者への補助金交付決定が必要となるため、今回補正を行うものでございます。2番目の補正の概要でございますが、(1)の老人福祉施設開設準備経費助成事業につきましては、介護付有料老人ホームと認知症高齢者グループホームの新設及び特別養護老人ホームの大規模修繕に合わせて行うICT導入に必要な経費への補助となります。(2)の地域密着型老人福祉施設整備推進事業につきましては、認知症高齢者グループホームの建築整備の工事費への補助となります。3番の補正予算額でございますが、これらの補助金につきましては全額県からの補助でございます。歳入は県支出金に計上されます。次のページの歳出は併せて同額を計上するものでございまして、歳入歳出ともに1億4,775万2,000円でございます。

○**田中委員長** 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** つづきまして、令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)(案)(令和6年度決算に伴う精算事業)について執行部より説明をお願いいたします。

○**中山高齢福祉課長** 5つ目の項目でございます。令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)(案)(令和6年度決算に伴う精算事業)について説明させていただきます。こちらにつきましては、令和6年度の介護給付費が確定したことにより精算を行うものでございます。介護保険の制度では事業の翌年度に精算することとなっておりますので、例年この第3回の定例会にて補正をお願いしているところでございます。1番の補正理由につきましては、国・県などの負担金・交付金、一般会計繰入金について実績額が交付額を下回ったことから、超過受入分について返還するものでございます。また、国庫補助金及び県補助金につきましては地域支援事業の実績額が交付済額を上回ったことから追加交付を受けまして、介護給付費準備基金への積立てをするために増額補正をお願いするものでございます。2番の決算状況につきまして

は、歳入が128億9,274万1,000円余りで、対前年比で2.5%の増となります。歳出につきましては128億325万9,004円ということで、こちらにつきましても対前年比2.7%の増、歳入歳出差引額でございますが、8,950万2,000円余りということで、こちらのほうにつきましては、7.1%の増となります。3番の補正予算額につきましては、歳入歳出ともに9,786万8,000円を増額するものでございます。歳入の3款、2項国庫補助金は、地域支援事業交付金の実績による追加交付分の増額、5款、2項県補助金も同様でございます。8款、1項繰越金につきましては、介護保険料の余剰金や国や県への返還金を前年度から繰り越したものでございます。歳出におきましては、4款、1項基金積立金、支払基金追加交付分の基金の積立て、5款、1項償還金及び還付加算金は国・県等への負担金・交付金の実績による超過分の返還、同じく2項繰出金につきましては一般会計の実績による超過分の返還及び重層的支援体制整備事業への追加繰出しでございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)(令和6年度決算に伴う精算事業)について執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 資料⑥をお願いいたします。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)(令和6年度決算に伴う精算事業)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計の決算に伴う剰余金を繰り越し、財政調整基金へ積立てするための増額補正を行うものでございます。2番の決算状況でございますが、令和6年度歳入額は130億4,138万2,508円、令和6年度歳出額は129億6,690万867円でございます。この差引額7,448万1,000円を前年と比べますと、244.7%の増となっております。この増につきましては、令和6年度に税率改正を行ったことによる増となっております。3番の補正予算額でございますが、歳入では繰越金として補正予算額7,448万1,000円を増額し、補正後の予算額を7,448万2,000円とするものでございます。歳出では、基金積立金として歳入と同額の補正予算額7,448万1,000円を増額し、補正後の予算額を7,448万2,000円とするものでございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)(案)(令和6年度決算に伴う精算事業)について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 つづきまして、資料⑦をお願いいたします。令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)(案)(令和6年度決算に伴う精算事業)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計の決算に伴う剰余金を繰り越し、一般会計へ繰出しするために増額補正をお願いするものでございます。後期高齢者医療特別会計の保険料以外の歳入は主に一般会計からの繰入れであり、国保特別会計と違い基金を設けていないことから、決算剰余金を全額、一般会計へ返還するものでございます。2番の決算状況でございますが、令和6年度の歳入額が25億5,972万9,144円、令和6年度歳出額は25億5,382万2,278円、歳入歳出差引額は590万6,866円でございます。3番の補正予算額でございますが、歳入で繰越金として補正予算額590万6,000円を増額し、補正後の予算額を590万7,000円とするものでございます。歳出は一般会計繰出金として歳入と同額の補正予算額590万6,000円を増額し、補正後の予算額を590万7,000円とするものでございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)(案)(後期高齢者医療保険料還付事業)について執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 資料⑧をお願いいたします。令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)(案)(後期高齢者医療保険料還付事業)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、後期高齢者医療制度において資格喪失や所得の変更等により被保険者の保険料に過誤納が発生した場合、還付処理を行うに当たり、予算に不足が生じる見込みであることから、増額補正を行うものでございます。なお、還付した保険料につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ請求し、保険料還付金として市へ償還されます。2番の補正の概要ですが、後期高齢者医療保険料還付経費、令和7年度末までの不足見込額として86万7,000円が不足する見込みとなっております。補正時見込額321万6,000円から当初予算額182万5,000円と予備費充用分の52万4,000円の差引額86万7,000円が今回増額補正をお願いするものでございます。3番補正予算額でございますが、歳入につきましては、今回の補正額86万7,000円を増額し、補正額後の予算額を269万2,000円とするものでございます。歳出も同じく今回の補正額86万7,000円を増額し、補正後の予算額を269万2,000円とするものでございます。

○田中委員長 委員の皆様質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了いたしました。そのほか何か執行部からありますか。

○川村社会福祉課長 令和7年度戦没者追悼式について口頭にて御報告をさせていただきます。戦没者追悼式は先の戦争で犠牲となられた方の御遺族をお招きして毎年実施しているものでして、今年は10月12日、日曜日、午後2時からクラフトシビックホール土浦で挙行を予定しております。詳細につきましては後ほど御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

○中山高齢福祉課長 つちうら認知症バリアフリー月間について御案内させていただきます。本市は令和5年に県内初となるつちうら認知症バリアフリー宣言をいたしまして、毎年9月を認知症バリアフリー月間として、土浦駅前でのオレンジライトアップを始め、啓発ポスターの掲示や横断幕の設置など、認知症の正しい知識の普及と啓発に取り組んでおります。今回予定しているものの中から主なものを3つほど御紹介させていただきます。一つ目がオレンジライトアップでございます。9月1日から30日までの期間中、西口ペDESTリアンデッキのスカイリングと透明なエレベーター、大屋根広場をオレンジ色の照明で照らすものでございまして、点灯時間は17時から20時でございます。二つ目が今お配りしたチラシのつちうら認知症バリアフリー市民講演会でございます。来る9月6日、土曜日、14時からクラフトシビックホール土浦で開催いたします。講師には若年性認知症の当事者でありながら一般社団法人セカンド・ストーリー代表を務め、全国各地を公演活動をされております山中しのぶ先生をお迎えいたします。認知症になってからのセカンド・ストーリーと題して認知症当事者の方の生の声を聞くことができる貴重な講演でございます。是非多くの皆様に御来場いただけるようお待ちしております。三つ目がオレンジライトアップのY o u T u b e 配信でございます。世界アルツハイマーデー、認知症の日に合わせて9月21日、日曜日、19時から公益社団法人認知症の人と家族の会が全国各地のオレンジライトアップの模様を中継し、Y o u T u b e にて生配信をするものでございます。家族の会茨城県支部からの要請で本市でもエントリーしたところ、全国17か所の一つに選定されました。当日は茨城県支部の代表の方と市長を中心に、西口ペDESTリアンデッキからの中継を行います。

○田中委員長 ほかにございますか。

(「ございません」という声あり)

○田中委員長 委員の皆様から執行部に何かありますか。

○矢口副委員長 私のほうから難聴の方の助成ができないかというお話をさせていただきたいと思います。難聴の方というと補聴器が一般的ですが、本市で補聴器の助成はもう既に行われております。今回私がお話をさせていただくのは、人工内耳、頭

蓋骨に穴を開けて耳の奥まで音をするものを届けるものがある、こちらをやられてる方から私のほうに相談があったので、今日お話をさせていただいております。人工内耳の方は障害者手帳をお持ちに基本的になっております。人工内耳のどんな助成を求められているかという、電池交換の部分です。お伺いしたところ、電池交換が埋め込んで、最初は3年持つのですが、以降1年ごとに電池交換をしなければいけない。そして、その費用が2万円で、両耳で4万円毎年掛かっていくということでした。確かに結構な負担なのですが、電池交換に対する助成が実は県内ではもう既に幾つもの市で行われておりまして、その資料はもう既に白田課長のほうにお渡しさせていただいているところではあるのですが、お金が掛かる話ですので、今すぐにとというのはもちろん難しいと思いますが、まず人工内耳によって障害者手帳をお持ちの方が一体どのぐらいいるのか、人数が把握できるのかどうかお伺いしたいと思います。

○白田障害福祉課長　ただ今お話いただきました土浦市内でどのくらいの方がいらっしゃるか、人工内耳を装着している方の人数かと思えます。本市では、聴覚障害者の人数はもちろん把握しております。ただ、どういう理由によって障害になっているのか、今回でいいですと人工内耳によって障害手帳を取ったという経緯については集計は現在しておりません。ただ、個人個人の障害者手帳申請時の資料はもちろん保存してございますので、それを1件ずつ当たれば、人数は把握できるかと思えますので、ちょっとお時間をいただいて調べた上で、御回答させていただければと思います。

○矢口副委員長　是非その点はお伺いしたいと思います。お金の掛かるというお話をさせていただいたところなのですが、おそらくこの人工内耳を使っていらっしゃる方の絶対数はそんなに多くないということは、予算的にもそんなに大きく掛からないと思えますので、まず人数の把握からだと思うのですが、毎年それなりの金額が掛かっていく、それに対しての予算措置というのが全体的に多くないのであれば、比較的やりやすい助成の内容だと思いますので、是非御検討いただきますようお願いして、この場はこれで終わりにさせていただきたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

○田中委員長　人工内耳の件で、最初に付けたものだと3年持つということですが、電池交換が1年ごとということであれば、最初のときの3年持つ電池もあるのかなと。ただ、1年ごとに点検的なものをしたほうがいいのかなどというので、1年なのか。その辺を教えてください。

○白田障害福祉課長　詳しく装置自体の性能というのは存じておりませんが、人工内耳の現在のものが医療行為として確か保険適用で最初装着されるものかと思えます。厚生労働省によると、人工内耳自体が身体障害者の用具としては現在定めておりませんが、おそらく他の自治体が現在行っているというのは自治体独自のものかと思えます。3年か1年かなのですが、電池交換のときには大体充電タイプと消耗する電池

と2種類あって、充電が400回ぐらいで駄目になってくる。1日1回だと、ほぼ1年ぐらいで駄目になるというのが多分その辺りかなと思います。多分最初の電池性能の差なのかなとは思われるのですが、詳しい情報がちょっと分からないもので、申し訳ございません。

○吉田(千)委員 聞き漏れてしまいまして、大変恐縮でございます。④の老人福祉施設の件でございます。補正の概要のところですが、老人福祉施設開設準備経費助成事業ということで、介護付有料老人ホームの新設、認知症高齢者グループホームの新設、その下にも認知症高齢者グループホーム新設とあるのですが、この新設というのは何件で、どこの事業者というか、お名前がもし分かるようであれば教えていただきたいと思えます。それから、(1)の②なのですが、ICT導入の必要な経費の補助ということで、特別養護老人ホームで行うよということでした。この辺は件数というか、どのぐらいの老人ホームが対象となるのか、もし分かれば教えていただければと思えます。

○中山高齢福祉課長 それでは、補正の概要のところの2番のところでございますが、まず(1)の介護付有料老人ホームにつきましては、現在の計画では小山崎のほうに予定しておりますハートワンさんの土浦小山崎というところで、事業者は社会福祉法人一行会というところでございます。②番のグループホームのところでございますが、ケアビジョンホーム土浦という仮称になっておりまして、整備予定地は藤沢で、事業者は株式会社ビジュアルビジョンというところでございます。(2)のICT機器でございますが、こちらにつきましては本郷にございます特別養護老人ホームのシルトピアでございます。こちらは定員当たり単価といたしまして、35万2,000円ということになりまして、60定員分ということになりますので、2,112万円の予算を計上するものでございます。

○吉田(千)委員 ②の特別養護老人ホームICT導入ということなのですが、これは件数としてどのぐらいあるものなのか、分かりましたら教えてください。

○中山高齢福祉課長 今回は手を挙げていただいたのが1事業者ということでございまして、こちらは定員が18定員分申請のほうが出ております。

○田中委員長 ほかに何かありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で保健福祉部を終了いたします。お疲れ様でした。

(執行部入替え)

○田中委員長 つづきまして、こども未来部の案件について協議を行います。資料は、こども未来部をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず土浦市乳児等通

園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料①－1をお願いいたします。土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明をいたします。本条例の制度であるこども誰でも通園制度は、令和8年度から全国の市町村で本格実施となる新制度でございます。はじめに、別添資料①－4のこども家庭庁のリーフレットにて制度の概要を説明させていただきたいと存じますので、お手数でも資料1－4をお願いいたします。1ページ目をお願いいたします。こども誰でも通園制度は政府において、子ども・子育て政策の抜本的強化を検討される過程の中で、0歳から2歳児の約6割を占める保育所等に通っていない子供を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱いており、就労要件を問わず全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められ、令和5年6月にこども未来戦略方針においてその創設が打ち出されたものでございます。令和8年度から全国の市町村で本格実施されることとなっております。保育所に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童が対象となります。利用方法は、月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能です。2ページ目をお願いいたします。この制度は、全ての子供の健やかな育ちを支援することを目的としており、本制度を利用することで、子供にとっては家庭とは異なる環境で様々な人と関わる経験を得ること、同年齢の子供との交流を通して豊かな成長機会が得られることなどが挙げられます。また、保護者にとっては保護者が専門職と関わることで、孤立感や不安を軽減するとともに、月に一定期間でも子供と離れ、自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担軽減が図れることが期待できます。さらに、事業者保育者にとっては地域の中でその専門性をより広く発揮できる機会となります。3ページ目をお願いいたします。実施事業所としては公立、私立を問わず保育所や認定こども園など、基準を満たす場合には認可を受けることが可能です。今回制定する本条例は、市がこども誰でも通園制度の事業を実施するに当たり、設置認可を行うための基準を定めるものでございます。4ページについては制度を実施する際の検討内容が、5ページ目には事業実施に当たっての留意事項が記載されております。5ページ下段の通園初期の対応としては、親子通園を取り入れることで、親子にとっても、保育者にとっても安心につながることを期待されます。先行自治体においても親子通園を実施しており、親子通園は親にとっても子供を安心して託せる移行期間として必要であったとのことから、本市においても親子通園を実施した上で、子供単独の預かりに移行してまいりたいと考えてございます。次ページ以降の詳細については後ほど御覧ください。説明が長くなりますが、資料①－1にお戻りいただきたいと思います。1の制定の理由から2のこども誰でも通園制度について

での(1)から(4)は先ほどの説明と内容が重複いたしますので、割愛をさせていただきます。(5)の事業実施となる令和8年4月までの今後のスケジュールでございますが、9月議会において本条例の議決をいただいた後、認可等に関する申請様式等も含めました詳細事項を定める土浦市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱を定める予定でございます。その後、民間からの事業開始の申請があった際には、11月に予定されております子ども・子育て会議への意見聴取を行った上で、事業開始となります。また、3月議会では本事業に関する確認基準等の条例を上程する予定でございます。3点目、制定の内容についてでございます。条例では、この制度を実施するに当たって必要となる設備や運営の基準を定めることとしております。具体的な条例の内容につきましては、別添資料①-3の制定内容説明書に記載してございます。4点目、本条例の施行は公布の日から施行する予定でございます。5点目として、添付資料といたしまして、別添資料①-2に制定案文を、別添資料2-3に制定内容説明書を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

○福田委員 こども誰でも通園制度が来年から実施ということで、今説明を受けただけでもかなり膨大な資料です。実際これから受入体制も含めて、土浦でこれから検討が具体的に始まると思うのですが、2つほどお聞きします。これが実施に移って、民間の保育所、市の保育所を利用していない家庭といえますか、子どもたちは大体何人ぐらい予想されるのか。正確な数字ではなくて構わないです。大体どのぐらい予想されるのか。それから、現在の保育所で民間も含めて新しい制度が取り入れられるわけですね。そうすると、今現実に在園している保育の子供たちは、集団でいろいろやっているから良いのですが、今度新たにこれからここに入ってくる子供たちというのはほとんど家庭で面倒を見ていて、今度新たに保育所には全く初めて来るわけですから。これは受入側の保育士さんも本当大変なことが予想されます。受入体制も含めて相当関係者のところでしっかり対応策をやらないと、今ある保育所でも保育士が足りないというところが何か所かありますから。その上でこういう新しい制度になるわけですから。準備に当たっていろいろ御配慮をお願いしたいと思います。

○塚本保育課長 ただ今の福田委員の2点ほどの御質問の中でまず1点目で、実際に民間若しくは市の保育所を利用していない家庭はどのぐらいなのかということになるのですが、令和7年の大体4月1日からの市内6か月間に2歳児を住民基本台帳から算出しましたところ、実際1,900人程度、1,970何人になるのですが、ここから保育所に入所している児童が4月1日で1,065人なので、単純に差し引いた対象児童というのは大体900人です。国では先ほど御説明させていただきましたとおり、6割というお話をさせていただいたと思うのですが、土浦市の場合にはこれよ

りも若干数字が変わりまして、入所していない児童から算定すると46%という形で、土浦市のほうが保育所に通っている児童は全国平均からは高いのかなというの、今推察される場所なのですが、ここからどのぐらいの方が通ってくるかというところで、実際に7月の民間保育所長会議でこの制度について御説明を事前に説明をさせていただいて、準備ができたところからというように実際にはなるかと思いますが、今のところ民間のほうからはなかなか状況が難しいということで、現時点では国のほうの制度をよく見ながらという形で、手を挙げていただいている民間保育所はないような状況です。ただ、制度的には現在一時保育等をしておりますので、その一時保育と重なったような形で制度ができるような保育士の配置なのですが、一時保育がいる場合や通常保育の中でその基準まで達していなければ、その部屋の中に入れて一緒に保育ができるというような制度で、国のほうも柔軟にそこは対応できるような制度になっていますので、今後徐々に浸透して広がっていくのかなと思っています。そうした中で、本市では土浦市の公立では認定こども園の土浦幼稚園のほうで次年度の事業実施に向けて準備を進めている状況でして、まずは土浦市の公立保育園のほうで実施しまして、成功体験をした上で民間事業のほうにもそういった成功事例をお示しすることで、やりやすくなっていくのかなと、事業の展開をしていければと考えております。

○矢口副委員長 この制度を完全になかなか理解できないので、改めてこの内容をもう少し質問させてください。まずこの制度は、全国の自治体一斉に始まるものなのでしょうか。そして、2点目として、この制度を利用するのは手を挙げた施設がこの制度を利用するということなのでしょうか。その園、施設の既存の利用者、いわゆるフルタイムと言っているのでしょうか、通常フルに使っている方と誰でも通園制度を利用するパートタイム的にそこに子供たちが入っていて、今日同じ施設の中でもしかするとお部屋も一緒に、おそらく園の中は年齢で分けられていると思いますが、そこに一緒になっていくものなのか。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○塚本保育課長 国においては、全国一斉にこの制度を開始するというような形で示されております。ただ、全部の園がというわけではなくて、全国一斉にこの制度が始まるという認識でございます。手を挙げた園がやるのかとなると、基本的にはそういった形になると思います。あくまでも保育士の体制や園の部屋の状況など、そういった形で余裕があるところが手を挙げてくるかと思いますが、手を挙げた事業所に対しては、こちらで認可基準に認められれば認可をして、事業を実施していただくような形になります。お子さんの預かり方は、園によって、それぞれの事業実施によって変わってくるかと思いますが、先ほど1例として申し上げたのは既存の利用の中に入っていくというケースも考えられますが、実際に初めてのお子さんに対しての親子支援という部分もありますので、親子での最初の面談をした上で徐々に、月に10時間

ですので、それを平均すると、例えば1日1時間ですとか2時間で、月5回程度には上限になってしまいますので、普通のお子さんよりは途中入って出てという短時間ですので、どちらかというところ一時保育をやっている事業所のほうが実質的にはやりやすいのかなとは思っておりますが、既存の中に入ることも可能としておりますので、事業所さんで手を挙げられた場合にはそういったところを含めて、こちらも十分に制度を説明した上で、無理のない範囲で実施していただいくように指導してまいりたいと考えております。

○矢口副委員長 先ほど土浦幼稚園でまず成功体験をというお話があったと思いますが、これからどういうふうな設計、もちろん人の配置も含めて詳細が決まってくると思いますので、また形ができてきた時点で、是非御説明いただければ有り難いと思います。

○塚本保育課長 人的措置も含めて要望しておりますので、改めて決まりましたら、制度開始前に御説明できればと思いますので、よろしく申し上げます。

○田中委員長 ほかにありませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 それでは、資料の②-1をお願いいたします。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案について御説明させていただきます。特定教育・保育施設は保育所、認定こども園、幼稚園等を指し、特定地域型保育事業は小規模保育事業や事業所内保育事業等が該当しております。本条例は保育所認定こども園等の運営に関する基準を定めた条例でございます。1の改正の理由でございますが、令和7年4月25日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い、子ども・子育て支援法の一部も改正されることとなりました。この改正によりまして、本条例において引用している条項にずれが生じることから、整合性を図るため、条例の一部を改正するものでございます。2の改正の内容ですが、本条例第2条では用語の定義を各号で定めておりますが、そのうち第1項、第23号において引用している子ども・子育て支援法第43条、第2項が法改正により43条、第4項へと変更されるため、これに合わせて引用条項を改めるものでございます。詳細は、3に記載の新旧対照表のとおりでございます。本条例の改正は、子ども・子育て支援法の一部改正施行日に合わせまして、令和8年4月1日から施行いたします。別添資料②-2に改正案文を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、産後ケア事業の補正予算(案)について執行部より説明をお願いします。

○直井こども包括支援課長 それでは、資料3を御覧ください。産後ケア事業の補正予算をお願いするものでございます。産後ケア事業は、妊産婦の産後の心身の負担の軽減を目的とする事業で、広く産後ケアを必要とするものを対象に、産婦の健康管理、生活指導、育児指導などを短期入所型や通所型等の医療機関などで実施するものとなっております。希望する方が事業を利用しやすくするように、利用料の減免補助を行ったり、委託契約期間を増やすなどの対応しておりますが、今年度の短期入所型、通所型について利用希望者の顕著な増加が見られておりますので、補正をお願いするものでございます。事業概要のところにもありますが、見込みがショートステイと定期ケア短期通所型が非常に増えておりまして、具体的には4月から6月の3か月で短期入所型が30件、通所型が27件となっております。執行率が当初予算の49.7%となっておりますので、このペースで進むとなると、年間利用が短期入所型が102件、通所型デイケアが97件、居宅訪問型といひまして助産師のほうの訪問というのがまだないものですから1件と見込みまして、今回増額補正をお願いするものでございます。歳入としましては、国から2分の1、県から4分の1の補助があります。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、不妊治療費助成事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○直井こども包括支援課長 資料の④を御覧ください。不妊治療費助成事業でございますが、本市におきましては、令和4年度より不妊治療が保険適用になったことに伴い、平成23年度から特定不妊治療費助成事業を行っておりましたが、令和3年で終了しました。今年度、茨城県が不妊治療のうち医療保険適用の生殖補助医療と併用して行う保険適用外の先進医療に関わる費用助成について、市町村への助成を開始いたしました。その制度を利用しまして、妊娠を望み不妊治療に取り組む夫婦の経済的負担を軽減するため、新規事業としてこの事業を実施するものでございます。県が2分の1を補助するというものでございます。助成金額に関しては、1回の治療に対し4万円、治療開始日の年齢により回数が3回、6回というふうに設定します。年間80回の利用を想定いたします。この根拠としましては、先ほど申しました不妊治療が保険適用になった時の最終年度の実績が209回であったことから、保険適用の不妊治療を行うもののうち約38%が先進医療を組み合わせているというデータもあるも

のですから、209回掛ける38%という形で、最大80回という形で積算しまして、今回上げさせていただきました。4万円のものですから、4掛ける80で320万円というふうに支出のほうがあります。先ほど申したとおり、県のほうで半分の補助があるということなので、歳入のほうはそのように上げさせていただきました。2ページには、県のこの不妊治療費助成事業のスキームがありますので、御参照ください。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業の補正予算(案)について執行部より説明をお願いします。

○塚本保育課長 資料5をお願いいたします。放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業の補正予算案でございます。1の補正の理由でございますが、昨年度に整備しました神立小学校第4児童クラブに係る国庫交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金につきまして、事業費確定による実績精査の結果、交付金の一部を返還する必要が生じたため、歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。詳細については2の補正の概要にございますとおり、令和6年度において当該交付金として概算払いで2,572万円を受領しておりましたが、実績額が2,404万2,000円に確定したため、差額である167万8,000円の超過交付分を返還することとなりました。歳出科目等につきましては、補正予算額に記載のとおりで、今回補正額に記載の167万8,000円でございます。なお、本事業につきましては県負担分がございしますが、こちらにつきましては6年度中の実績払いのため補正はございません。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、その他に入ります。千鳥ヶ丘保育園に係る新園舎整備の進捗状況について執行部より説明願います。

○細野こども政策課長 今年4月1日に民間移管しました千鳥ヶ丘保育園の新園舎整備工事の進捗状況を御報告させていただきます。資料は⑥を御覧いただきたいと思っております。このことにつきましては、6月にも事前委員会で御報告をいたしました。現在の工事の進捗状況をお伝えいたします。工事は4月21日に着工しまして、7月から地盤改良工事、基礎工事等に入っております。工事の進捗状況については、祥風会と連絡を密に取り確認をしておりますが、こども政策課においても月に2回程度の現地確認を行っております。工事は工程表どおりに順調に進んでいることを確認しております。建物は木造平屋建てとなっております。今後は工事着工から約8か月で工事完了ということで、あと3か月半ほどで建築工事が完了しまして、その後に消防の検査、建築検査等を行いまして、12月28日に引渡しという予定になっており

ます。来年1月に竣工式を行いまして、その後に新園舎での保育を開始する予定となっております。こちらについては、日程が分かり次第、委員の皆様にお伝えしたいと思っております。資料の写真は、8月15日に撮影しました工事現場の状況で、基礎配筋工事、擁壁工事の状況になっております。先週末に現場を確認した時には、木工事に入っておりました。資料の2ページについては新園舎の建設になっておりまして、現在の保育園から200メートルほど離れた場所がございます。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了いたしました。そのほか何か執行部からありますか。

(「ございません」という声あり)

○田中委員長 委員の皆様から執行部に何かありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。